

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 規 則
 - 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 - 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県農業協同組合併助成条例施行規則を廃止する規則
- ◇ 告 示
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 - 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
 - 農用地利用増進規程の認可
 - 農用地利用増進規程の変更の認可
 - 農業協同組合併補助金交付要綱の廃止
 - 保安林の指定の解除
 - 土地改良事業計画等の変更の認可
 - 土地改良事業の認可(四件)

規 則

- 河川法の規定による二級河川の指定の一部改正
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
- 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 警察職員の定員の配分に関する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「九千円」を「一万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に

係る修学資金の額については、改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「四十五円」を「四十六円」に、「五十五円」を「五十八円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県農業協同組合併助成条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県農業協同組合併助成条例施行規則を廃止する規則

鳥取県農業協同組合併助成条例施行規則（昭和三十七年八月鳥取県規則第三十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
|-------------|--------------------|------------|
| 加藤医院佐治出張診療所 | 八頭郡佐治村加瀬木 二二三三五 | 昭和五十三年三月一日 |

鳥取県告示第二百八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------|-------------------------|
| 療養取扱機関名 加藤医院 佐治出張診療所 | 所 在 地 八頭郡佐治村加瀬木 二二三五 | 申出の都道府県名 全国 | 申出の受理の年月日 昭和五十三年三月一日 |
|----------------------------|----------------------------|----------------|-------------------------|

鳥取県告示第二百八十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|---------|------------|------------|
| 橋 本 俊 朗 | 鳥国医第二、二五一号 | 昭和五十三年三月九日 |
| 藤 本 玲 子 | 鳥国薬第三七三号 | 昭和五十三年三月八日 |

鳥取県告示第二百八十九号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、大栄町農用地利用増進規程を認可したので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 認可の年月日

昭和五十三年三月二十二日

二 農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地
東伯郡大栄町大字由良宿 大栄町役場

鳥取県告示第二百九十号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の四第一項の規定に基づき、名和町農用地利用増進規程の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第十五条の三第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 認可の年月日

昭和五十三年三月二十二日

二 農用地利用増進規程を備え置く町の事務所の所在地

西伯郡名和町大字御来屋 名和町役場

鳥取県告示第二百九十一号

農業協同組合併補助金交付要綱(昭和三十六年八月鳥取県告示第四百八十六号)は、昭和五十三年三月三十一日限り廃止する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字字谷荒濱九一四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十三号

東伯郡東伯町大字徳万五五八番地の一農事組合法人公文果樹生産組合はか十五人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(公文地区農用地造成)事業の事業計画及び規約の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十四日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(小沢見地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(長郷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十四日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(銀山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(岩常地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十八号

昭和四十一年三月鳥取県告示第二百二十七号(河川法の規定による二級河川の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十三号を次のように改める。

二十三 佐陀川水系

| 名称 | 区 間 | |
|-----|--|--|
| | 上 流 端 | 下 流 端 |
| 野本川 | 左岸 西伯郡岸本町大字岸本字 ガケノ下ノ下モ二番地先 右岸 同町同大字蛇ヶ谷九四 六番地先 | 左岸 西伯郡岸本町大字押口字 上ノ橋二一三番地先 右岸 同町同大字猿ヶ坂二二 一番の二地先 |

第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 大water落水系

| 名称 | 区 間 | |
|----------|---|-------|
| | 上 流 端 | 下 流 端 |
| 大water落水 | 左岸 米子市夜見町字古屋敷二八二五番一 地先 右岸 同市河崎字大water往来添三二二六番地 先 | |

鳥取県告示第二百九十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)

一部を次のように改正し、昭和五十三年四月一日から施行する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の商工組合中央金庫の項中

鳥取支店

鳥取市

片原二丁目

株式会社山陰合同銀行
鳥取支店

を

鳥取支店

鳥取

鳥取支店米子出張所

米子

市片原二丁目

株式会社山陰合同銀行
鳥取支店

に改める。

市加茂町二丁目

株式会社山陰合同銀行
米子支店

教育委員会規則

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）

の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「鳥取県立米子図書館日野分館 日野郡日野町」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「一万二千元」を「一万七千元」に、「一万七千元」を「一万九千元」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）第三条の規定に基づき、警察職員の各課、警察学校及び各警察署別の定員を定めることを目的とする。

（定員の配分）

第二条 警察職員の各課、警察学校及び各警察署別の定員は、次のとおりとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】

附 則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

| 職員別 課署別 | 警 察 官 | | | | | | 一般職員 |
|------------|-------|-----|-----|------|-----|-------|------|
| | 警 視 | 警 部 | 警部補 | 巡査部長 | 巡 査 | 計 | |
| 秘 書 課 | 1 | 2 | | | | 3 | 15 |
| 会 計 課 | 1 | | | | | 1 | 17 |
| 警 務 課 | 1 | 4 | 4 | 9 | 28 | 46 | 20 |
| 教 養 課 | 1 | 2 | 2 | 3 | | 8 | 4 |
| 厚 生 課 | | 1 | | | | 1 | 9 |
| 監 察 官 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 4 | 1 |
| 捜査第一課 | 2 | 4 | 7 | 8 | 2 | 23 | 7 |
| 捜査第二課 | 1 | 3 | 4 | 6 | | 14 | 2 |
| 防 犯 課 | 2 | 3 | 3 | 4 | | 12 | 5 |
| 鑑 識 課 | 1 | 2 | 1 | 1 | | 5 | 11 |
| 科学捜査研究所 | | | | | | | 9 |
| 警 備 課 | 2 | 5 | 9 | 19 | | 35 | 4 |
| 外 勤 課 | 1 | 5 | 6 | 9 | 31 | 52 | 2 |
| 機 動 隊 | 1 | 1 | 1 | 3 | 21 | 27 | 1 |
| 交通企画課 | 2 | 3 | 4 | 3 | | 12 | 9 |
| 交通指導課 | 1 | 3 | 3 | 5 | | 12 | 2 |
| 運転免許課 | 3 | 1 | 4 | 4 | | 12 | 31 |
| 交通機動隊 | 1 | 1 | 3 | 9 | 29 | 43 | 1 |
| 警 察 学 校 | 1 | 2 | 6 | 1 | | 10 | 6 |
| 小 計 | 23 | 43 | 58 | 85 | 111 | 320 | 156 |
| 岩美警察署 | 1 | 1 | 2 | 9 | 13 | 26 | 3 |
| 鳥取警察署 | 1 | 6 | 18 | 50 | 84 | 159 | 15 |
| 郡家警察署 | 1 | 3 | 6 | 17 | 20 | 47 | 5 |
| 智頭警察署 | 1 | 1 | 2 | 7 | 13 | 24 | 3 |
| 浜村警察署 | 1 | 1 | 3 | 10 | 12 | 27 | 3 |
| 倉吉警察署 | 2 | 5 | 12 | 33 | 55 | 107 | 13 |
| 八橋警察署 | 1 | 1 | 4 | 12 | 18 | 36 | 5 |
| 米子警察署 | 2 | 6 | 18 | 52 | 96 | 174 | 17 |
| 境港警察署 | 2 | 3 | 6 | 17 | 23 | 51 | 9 |
| 溝口警察署 | 1 | 1 | 2 | 8 | 12 | 24 | 3 |
| 黒坂警察署 | 1 | 1 | 2 | 8 | 13 | 25 | 3 |
| 小 計 | 14 | 29 | 75 | 223 | 359 | 700 | 79 |
| 合 計 | 37 | 72 | 133 | 308 | 470 | 1,020 | 235 |